

○山田町住宅用太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付要綱

平成26年3月28日告示第38号

改正

令和3年4月1日告示第44号の3

令和6年3月29日告示第29号の3

令和6年6月3日告示第44号

令和7年4月18日告示第61号

山田町住宅用太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1 家庭での地球温暖化防止対策として、二酸化炭素排出量の削減に寄与する住宅用太陽光発電システム及び蓄電池システム（以下「太陽光発電システム等」という。）の町内への導入を促進するため、当該システムの設置に要する経費に対し、予算の範囲内で、山田町補助金交付規則（昭和53年山田町規則第4号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人により電灯契約される建物で、住宅（店舗、事務所等と兼用する住宅を含む。）として使用されるものをいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、未使用のシステムをいう。
- (3) 蓄電池システム 太陽光発電システムと常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される設備で、電力を供給するために設置する未使用のシステムをいう。

(補助対象者等)

第3 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、自らが居住することを目的とした住宅に太陽光発電システム等を設置した者（法人を除く。）
- (2) 太陽光発電システム等の設置に際して、この要綱による補助金以外の町の補助金を受けていない者
- (3) 納期の到来した町税を滞納していない者

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する太陽光発電システム等の設置に係る事業とする。

- (1) 太陽光発電システムは住宅の屋根等への設置に適し、かつ、太陽電池の最大出力（太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値で、キロワット単位とし、小数点以下第2位未満は、切り捨てたもの。以下同じ。）が10キロワット未満であるもの
- (2) 太陽光発電システムは価格が太陽電池の最大出力1キロワット当たり60万円以下（消費税及び地方消費税を除く。）であるもの
- (3) 蓄電池システムは定置用であり、太陽光発電システムと常時接続しているもの

(補助金の対象経費、補助金等)

第5 第1に規定する経費は補助対象事業に要した経費（消費税を除く。）とし、これ

に対する補助額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金は、同一人に対し1回を限度とし、1棟に係る経費のみに対し交付する。
(補助申請及び交付決定)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付希望者」という。）は、対象システムを設置する前に山田町住宅用太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に別表2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止及び承認)

第7 申請者は、当該補助対象事業の中止をしようとするときは、中止の理由が生じた日から15日以内に山田町住宅用太陽光発電システム等導入促進事業中止承認申請書（様式第4号。以下「中止承認申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の中止承認申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは、山田町住宅用太陽光発電システム等導入促進事業中止承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8 交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定のあった日の属する年度の末日までに、山田町住宅用太陽光発電システム等導入促進事業補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第9 町長は、交付決定者より実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付額を確定し、山田町住宅用太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付額確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金請求)

第10 交付決定者は、確定通知書を受領後、山田町住宅用太陽光発電システム等導入促進事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第12 交付決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に当該補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限等)

第13 補助金の交付を受けた交付決定者は、当該事業によって取得し、又は効用の増加した財産のうち取得価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過したときは、この限りでない。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

前 文（抄）（令和３年４月１日告示第44号の３）
令和３年４月１日から適用する。

前 文（抄）（令和６年３月29日告示第29号の３）
令和６年４月１日から適用する。

前 文（抄）（令和６年６月３日告示第44号）
令和６年６月３日から適用する。

前 文（抄）（令和７年４月18日告示第61号）
令和７年５月１日から適用する。

別表１（第５関係）

システムの種類	補助金の額
太陽光発電システム	太陽電池の最大出力１キロワット当たり３万円を乗じて得られた額とし、10万円を限度（千円未満の端数は切り捨て）とする。
蓄電池システム	蓄電容量１キロワットアワー当たり３万円を乗じて得られた額とし、10万円を限度（千円未満の端数は切り捨て）とする。

別表２（第６関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式
要綱第６の規定による書類	１ 山田町住宅用太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付申請書 ２ 各設備の設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し ３ 各設備を構成する機器の型式、出力及び蓄電容量が確認できる書類の写し ４ 各設備を設置しようとする住宅の位置図 ５ 各設備の設置予定箇所の写真 ６ その他町長が必要と認める書類	第１号
要綱第８の規定による書類	１ 山田町住宅用太陽光発電システム等導入促進事業補助金実績報告書 ２ 各設備の設置状況を確認できる写真 ３ 各設備の設置に要した経費に係る領収書の写し ４ 売電することが確認できる書類（余剰電力を売電する場合に限る。） ５ その他町長が必要と認める書類	第６号